

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

ページ

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

（共同参画社会推進課）

一

○平成二十年宮城県告示第六十六号（貸金業法に基づく事務の委任）の廃止

（商工経営支援課）

一

○漁業指導船新宮城丸の漁獲物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（三件）

（水産業振興課）

一

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

（都市計画課）

二

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

（北部地方振興事務所）

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（情報システム課）

三

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

五

公 告

○選挙管理委員会

（選挙管理委員会）

五

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

（情報システム課）

五

○証票の無効

（人事委員会）

五

○人事委員会規則十一・二・七（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

（人事委員会）

五

○宮城県告示第六百六十五号

（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。）

五

告 示

○宮城県告示第六百六十五号

（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。）

五

○宮城県告示第六百六十八号

（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、漁業指導船新宮城丸の漁獲物の女川町地方卸売市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年五月二十八日次のとおり委託した。）

五

○宮城県告示第六百六十七号

（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、漁業指導船新宮城丸の漁獲物の地方卸売市場気仙沼魚市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年五月二十八日次のとおり委託した。）

五

告 示

○宮城県告示第六百六十七号

（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、漁業指導船新宮城丸の漁獲物の地方卸売市場気仙沼魚市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年五月二十八日次のとおり委託した。）

五

○宮城県告示第六百六十八号

（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、漁業指導船新宮城丸の漁獲物の女川町地方卸売市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年五月二十八日次のとおり委託した。）

五

○宮城県告示第六百六十八号

（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、漁業指導船新宮城丸の漁獲物の女川町地方卸売市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年五月二十八日次のとおり委託した。）

五

平成二十二年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 マナビサボ20

一 代表者の氏名 菅野 敬三

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区小田原三丁目四番二号

三 定款に記載された目的 この法人は、宮城県民に対して、生涯学習に関する事業及びそれに付帯する事業を行い、学習の機会に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年六月三日

○宮城県告示第六百六十六号

平成二十年宮城県告示第六十六号（貸金業法に基づく事務の委任）は、廃止する。

平成二十二年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、漁業指導船新宮城丸の漁獲物の地方卸売市場気仙沼魚市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年五月二十八日次のとおり委託した。

平成二十二年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県気仙沼市魚市場前八番二十五号 気仙沼漁業協同組合

二 委託期間

平成二十二年五月二十八日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、漁業指導船新宮城丸の漁獲物の女川町地方卸売市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年五月二十八日次のとおり委託した。

平成二十二年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県牡鹿郡女川町宮ヶ崎字宮ヶ崎八十七番 株式会社女川魚市場

二 委託期間

平成二十二年五月二十八日から平成二十三年三月三十一日まで
 ○宮城県告示第六百六十九号
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、漁業指導船新宮城丸の漁獲物の釧路市漁業協同組合地方卸売市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年五月二十八日次のとおり委託した。

平成二十二年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

北海道釧路市浜町三番十二号 釧路市漁業協同組合

二 委託期間

平成二十二年五月二十八日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百七十号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・三・一号 元寺小路福室線、三・四・四十号 仙台駅旭ヶ丘線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、旧迫川右岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十二年六月十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
-------	----	-----	-----

二 退任した者

平成二十二年五月二十八日	大友利明	遠田郡涌谷町小里字守二十番地二	理事
平成二十二年五月二十八日	中川幸夫	大崎市田尻無栗字長沢浦三十三番地十四	理事
平成二十二年五月二十八日	黒澤長一	遠田郡涌谷町吉住字裏越二十四番地二	理事
平成二十二年五月二十八日	伊藤徳雄	遠田郡涌谷町小里字五郎沢五十七番地	理事
平成二十二年五月二十八日	千葉孝志	大崎市田尻無栗字舞岳十八番地	理事
平成二十二年五月二十八日	高橋 固	大崎市田尻大貫字境二十七番地	理事
平成二十二年五月二十八日	地紙清喜	大崎市田尻大貫字築留十一番地	理事
平成二十二年五月二十八日	男澤 優	遠田郡涌谷町太田字新地百八十七番地	理事
平成二十二年五月二十八日	相澤秀一	大崎市田尻大貫字宿下屋敷五十番地	監事
平成二十二年五月二十八日	中澤 一雄	遠田郡涌谷町太田字台百一番地三	監事
平成二十二年五月二十八日	木村良明	遠田郡涌谷町小里字道祖神二十七番地	監事

平成二十二年五月二十七日	大友利明	遠田郡涌谷町小里字守二十番地二	理事
平成二十二年五月二十七日	中川幸夫	大崎市田尻無栗字長沢浦三十三番地十四	理事
平成二十二年五月二十七日	黒澤長一	遠田郡涌谷町吉住字裏越二十四番地二	理事
平成二十二年五月二十七日	伊藤徳雄	遠田郡涌谷町小里字五郎沢五十七番地	理事
平成二十二年五月二十七日	千葉孝志	大崎市田尻無栗字舞岳十八番地	理事
平成二十二年五月二十七日	高橋 固	大崎市田尻大貫字境二十七番地	理事
平成二十二年五月二十七日	木村正幸	遠田郡涌谷町太田字大天馬六十三番地二	理事

平成二十二年五月二十七日	相澤 秀一	大崎市田尻大貫字宿下屋敷五十番地	理事
平成二十二年五月二十七日	中澤 一雄	遠田郡涌谷町太田字台百一番地三	監事
平成二十二年五月二十七日	川名 正美	大崎市田尻蕪栗字恵比須田五十二番地	監事
平成二十二年五月二十七日	小谷 正彦	遠田郡涌谷町小里字不動四十番地	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県電子県庁共通基盤システムに係る機器設備等提供及び運用管理（ホスティング）業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 契約期間 契約締結の日から平成二十八年五月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県行政庁舎内ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとし、本人札に係る一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- 3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間に、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有

していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 過去二年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行している者であること。

10 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に掲げる電気通信事業者であること。

11 次に掲げる公的認証制度のいずれも取得している者であること。

(一) ISMS適合性評価制度（情報セキュリティマネジメント）

(二) プライバシーマーク制度

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十二年七月十二日（月）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企画部情報システム課システム管理班（担当 猪股 信克 電話〇二二・二二一・二四七六）

七六）

2 入札説明書の交付期限

平成二十二年七月十二日（月）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を1の場所へ平成二十二年七月十二日（月）午後五時までに提出すること。

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成二十二年七月二十九日（木）午後五時まで

(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5(一)の開札の日時まで5(二)の開札の場所へ提出するものとする。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十二年七月三十日（金）午後二時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎六階企画部会議室

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものであるため、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) Required : Hardware and operational management (hosting) services for Miyagi Prefecture network system- 1 set

2 Period of Contract : From the day contract is concluded to May 31, 2016

- 3 Deadline to Submit Bid: July 29, 2010, 5:00 p.m.
- 4 Place and Time of Bid Selection: August July 30, 2010, 2 p.m., Miyagi Prefectural Government building, 6th Floor, Policy Planning Department Meeting Room
- 5 Contact: Nobukatsu Inomata, System Management Section, Information System Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-2476

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十二年六月十八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市赤井字鷺塚五十一番十及び六十一番十

東松島市赤井字有明二十二番地十八

グリーンゲイブルズD百一

佐々木純一

佐々木かおり

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十八号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

栗原市一迫柔剣道場、栗原市瀬峰野沢開拓婦人ホーム、柳沢集会所、小豆畑部落集会所、北ノ前部落集会所、温湯部落集会所、小豆畑婦人ホーム、小川原部落集会所、山内集会所の項を削る。

○宮選管告示第七十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十二年六月十日以降無効とする。
平成二十二年六月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

記

証票番号 ㊦ 第二号の〇一六

証票番号 ㊧ 第三号の〇一六

人事委員会

人事委員会規則十一・二・七（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十八日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十一・二・五十二

人事委員会規則十一・二・七（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・二・七（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一登米市の項中

福祉事務所	所長	課長	室長
環境事業所	所長	課長	

を

福祉事務所	所長	課長
環境事業所	所長	

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。